

新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱事務取扱要領

制定 平成 22 年 3 月 17 日

21 新都地第 2051 号

最終改正 令和 3 年 3 月 31 日

2 新都防第 1615 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 17 日付 21 新都地第 2051 号。以下「要綱」という。）に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断登録員の登録等)

第 2 条 要綱第 2 条第 11 号の耐震診断登録員の登録を受けようとする者は、新宿区木造住宅等耐震診断登録員登録申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付し、区長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請（以下「登録申請」という。）を行うことができる者は、次に掲げるいずれかの講習会において、木造建築物の耐震診断及び補強設計についての講習を当該申請の日から 3 年前までに受けているものとする。

(1) 新宿区（以下「区」という。）が実施する「耐震診断技術講習会（登録用）」

(2) 財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する東京都木造住宅耐震診断技術者育成講習会

(3) その他区又はこれと同等以上と認められる機関が「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）（国土交通省住宅局建築指導課監修）」又は「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施した講習会で、前 2 号に掲げる講習会と同等と認められるもの

3 区長は、登録申請を受けたときは、その内容を審査し、登録を行うときは新宿区木造住宅等耐震診断登録員台帳（第 2 号様式）にその旨を記載するとともに新宿区木造住宅等耐震診断登録員登録通知書（第 3 号様式）により当該登録申請を行った者に通知し、登録を行わないときは新宿区木造住宅等耐震診断登録員不登録通知書（第 4 号様式）により当該登録申請を行った者に通知する。

4 前項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）（第 2 項第 1 号イ若しくはウ又は第 2 号に掲げる講習を受講したことにより当該登録申請を行った者に限る。）、当該登録に際して、新宿区建築物等耐震化支援事業の内容について、新宿区の担当者の説明を受けるものとする。

5 登録者は、当該登録の内容に変更があったときは新宿区木造住宅等耐震診断登録員登録変更届（第 5 号様式）に必要な書類を添えて、当該登録の取消しをしようとするとき

は新宿区木造住宅等耐震診断登録員登録取消届（第 6 号様式）により、区長に届け出るものとする。

6 登録の有効期間は、原則として 3 年とする。

7 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) 区長の指示に従わないとき。
- (3) その他登録を取り消すことにつきやむを得ない理由があるとき。

8 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、新宿区木造住宅等耐震診断登録員登録取消通知書（第 7 号様式）により、当該登録を取り消された者に通知するものとする。

（耐震改修工事等に係る適合基準）

第 3 条 要綱第 7 条第 3 号若しくは第 4 号又は第 12 条第 1 項第 2 号に掲げる耐震改修工事又は簡易耐震改修工事は、次に掲げる事項（要綱第 7 条第 3 号又は第 4 号に掲げる耐震改修工事又は簡易耐震改修工事にあつては、第 3 号に掲げる事項を除く。）に該当しない建築物を対象とする。

- (1) 過去又は現在において区から違反建築に係る是正指導等を受けていること。ただし、是正した又は要綱第 25 条の規定による完了実績を報告するまでに是正する場合は、この限りでない。
- (2) 要綱第 20 条の規定による申請後、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認申請の対象となる建築行為を行ったこと。ただし、同項の規定により交付を受けた確認済証のとおり施工した場合は、この限りでない。
- (3) 当該建築物に附属する門、塀、建築設備等を除き、建築基準法第 43 条第 1 項又は第 44 条の規定に適合していないこと。ただし、要綱第 25 条の規定による完了実績を報告するまでに適法の状態となった場合は、この限りでない。

（区長が定める耐震改修工事等）

第 4 条 要綱第 8 条第 2 項の区長が別に定める耐震改修工事又は簡易耐震改修工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法第 43 条第 1 項の規定に適合していない木造建築物に係る耐震改修工事又は簡易耐震改修工事（当該建築物の調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料によってなされるものに限る。）
- (2) 建築基準法第 44 条の規定に適合していない木造建築物（当該建築物に附属する門、塀、建築設備等を除く。）に係る耐震改修工事又は簡易耐震改修工事（当該建築物の建替え時において適法の状態とする旨の確認書が提出されたものに限る。）

（指定機関）

第 5 条 要綱第 12 条第 1 項第 1 号の指定機関は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平

成 7 年法律第 123 号) に基づく耐震改修計画の技術評定に関し、東京都と協定を締結している機関とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新宿区既存木造住宅等耐震化助成事業助成金交付要綱事務取扱要領（平成 16 年 6 月 21 日付 16 新都建建防第 68 号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の新宿区既存木造住宅等耐震化助成事業助成金交付要綱事務取扱要領第 4 条第 2 項の規定により行った登録で現に効力を有するものは、第 2 条第 3 項の規定により行った登録とみなす。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。